

航空障害標識 相談物件チェックシート

氏名 \_\_\_\_\_ 記入日 \_\_\_\_\_

会社名等 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
 連絡先 FAX \_\_\_\_\_

物件設置者との関係  設置者  設計者  管理者  施工者

一般事項  
 相談者記入欄

物件名 \_\_\_\_\_ ( 本設物件 ・ 仮設物件 )  
 物件の所在地 \_\_\_\_\_ 都・道・県 \_\_\_\_\_  
 物件高 地上高さ \_\_\_\_\_ m 、 海拔高さ \_\_\_\_\_ m  
 設置の時期  年 月  未定

- 地表面又は水面から60m以上の高さの物件(避雷針、塔屋類、他構造物の一切を含む)
- 飛行場の制限表面の投影面に一致する区域内  
**( 周囲24km以内の空港など(ヘリポート、基地など含む)に必ずご確認ください。 )**

該当する飛行場名 \_\_\_\_\_ 距離 \_\_\_\_\_ km

該当する制限表面の種類  
 及び近接・突出の別

- 進入表面
- 水平表面
- 転移表面
- 延長進入表面
- 円錐表面
- 外側水平表面

- 制限表面突出(許可が必要)
- 制限表面に近接  
(国管理空港においては制限表面下6m以上、  
 その他の空港等においては、その設置管理者  
 の確認が必要)

上のいずれにも該当しない

突出・近接に該当しない

物件の  
 形状

- 煙突、鉄塔、柱その他の物件でその高さに比しその幅が著しく狭いもの(その支線を含む)  
(物件の寸法、高さとの比が10倍以上に該当する場合は構造によらず該当します)

高さ \_\_\_\_\_ m 、 幅 \_\_\_\_\_ m 、 高さ/幅 \_\_\_\_\_

- 骨組構造の物件(背景が透過される構造が該当します)
- 国土交通大臣が告示で定める架空線
- 係留気球(その支線を含む)
- ガスタンク、貯油層その他これに類する物件で背景と紛らわしい色彩を有するため航空機からの視認が困難であるもの(進入表面、水平表面、転移表面、延長進入表面、円錐表面、外側水平表面の投影面と一致する区域内にあるものに限る)

上のいずれにも該当しない  
 ※判断がつかない場合は、物件の形状が確認できる資料(寸法が記入された平面図、立面図等)をご用意ください

回答欄

航空灯火・電気技術課  
 保安部

上記の相談内容を確認しました。 確認日 \_\_\_\_\_

本物件には、以下の航空障害標識の設置が必要です。

航空障害灯  屋間障害標識

航空障害標識の具体的な設置方法については、別途日時調整の上お問い合わせください。  
(相談窓口は、平日 月・水・金 10:00~17:00 実施しております)

航空障害標識の具体的な設置方法については、「航空障害灯/屋間障害標識の設置等に関する解説・実施要領」  
 頁、 図 \_\_\_\_\_ をご確認ください。(上記要領は東京航空局のHPに掲載しております)

本物件には、航空障害灯、屋間障害標識のいずれも不要です。

印

本件担当者署名 \_\_\_\_\_

※記入要領  
 相談者記入欄の該当する  にチェックを入れてください (例 )

※本様式は行政サービス向上のための試行運用であり、法定書類ではありません。  
 事前の断りなくその使用を中止する場合があります。  
 【試行予定期間:平成28年9月末日まで】

